

工事担任者試験 既出問題集

A I D D 総合種

端末設備の接続のための**法規**

平成27年度第2回～平成30年度第1回

電気通信工事担任者の会

AIDD 法規 既出問題

| 問題番号 | H30年度第1回 | H29年度第2回 | H29年度第1回 | H28年度第2回 | H28年度第1回 | H27年度第2回 |
|--------------------|--|---|---|--|---|--|
| 問1 電気通信事業法・施行規則 | (1) 工事担当者資格者証 (1) 電気通信事業法に規定する「工事担当者資格者証」について述べた次の文章のうち、誤っているものは【ア】である。 ① 工事担当者資格者証の種類及び工事担当者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、総務省令で定める。法72 ② 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担当者資格者証の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者に対しては、工事担当者資格者証の交付を行わないことができる。法72(46-4-一) ③ 総務大臣は、工事担当者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者に対し、工事担当者資格者証を交付する。法72(46-3-二) ④ 総務大臣は、電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に対しては、工事担当者資格者証の交付を行わないことができる。法72(46-4-二) | 端末設備の接続の技術基準、利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合 (1) 電気通信事業法に規定する「端末設備の接続の技術基準」又は電気通信事業法施行規則に規定する「利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合」について述べた次の文章のうち、誤っているものは【ア】である。 ① 端末設備の接続の技術基準は、電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすることが確保されるものとして定められなければならない。法52-2-三 ② 端末設備の接続の技術基準は、電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすることが確保されるものとして定められなければならない。法52-2-一 ③ 端末設備の接続の技術基準は、電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすることが確保されるものとして定められなければならない。法52-2-二 ④ 電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除く。)に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。法52-1 ⑤ 電気通信事業者は、利用者から、端末設備であって電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他電気通信事業者による接続の検査が著しく困難であるものの接続の請求を受けた場合は、その請求を拒むことができる。法31 | 業務の改善命令 (1) 総務大臣が電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる場合について述べた次の文章のうち、誤っているものは【ア】である。 ① 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき、法29-一 ② 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき、法29-三 ③ 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件(料金を除く。)が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、法29-七 ④ 事故により電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に電気通信事業者がその支障の発生を未然に防止するために必要な対策その他の措置を速やかに行わないとき、法29-八 ⑤ 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき、法29-二 | 業務の改善命令、重要通信の確保 (1) 電気通信事業法に規定する「業務の改善命令」又は「重要通信の確保」について述べた次の文章のうち、誤っているものは、【ア】である。 ① 総務大臣は、電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。法29-1-一 ② 電気通信事業者は、重要通信の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務大臣に届け出た業務規程に基づき、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。法8-3 ③ 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。法8-1 ④ 重要通信を優先的に取り扱わなければならない場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。法8-2 | 工事担当者資格者証 (1) 電気通信事業法に規定する「工事担当者資格者証」について述べた次の文章のうち、誤っているものは、【ア】である。 ① 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担当者資格者証の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者に対しては、工事担当者資格者証の交付を行わないことができる。法72(46-4-一) ② 総務大臣は、電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に対しては、工事担当者資格者証の交付を行わないことができる。法72(46-4-二) ③ 工事担任者資格者証の種類及び工事担当者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、総務省令で定める。法72-1 ④ 総務大臣は、工事担当者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者に対し、工事担当者資格者証を交付する。法72(42-3-2) | 端末設備の接続の技術基準、利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合 (1) 電気通信事業法に規定する「端末設備の接続の技術基準」又は電気通信事業法施行規則に規定する「利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合」について述べた次の文章のうち、誤っているものは、【ア】である。 ① 端末設備の接続の技術基準は、電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすることが確保されるものとして定められなければならない。法52-2-二 ② 端末設備の接続の技術基準は、電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすることが確保されるものとして定められなければならない。法52-2-一 ③ 端末設備の接続の技術基準は、電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすることが確保されるものとして定められなければならない。法52-2-三 ④ 電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除く。)に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。法52-1 ⑤ 電気通信事業者は、利用者から、端末設備であって電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他電気通信事業者による接続の検査が著しく困難であるものの接続の請求を受けた場合は、その請求を拒むことができる。法31 |
| | (2) 表示が付されていないものとみなす場合 (2) 端末機器の技術基準適合認定番号の表示が付されていないものとみなす場合について述べた次の二つの文章は、【イ】。 A 登録認定機関は、電気通信事業法の規定により端末機器について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。法55-2 B 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であって電気通信事業法の規定により表示が付されているものが総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要であると認めるときは、当該端末機器は、同法の規定による表示が付されていないものとみなす。法55-1 ①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない | 技術基準適合命令 (2) 電気通信事業法の「技術基準適合命令」において、総務大臣は、電気通信事業の用に供する電気通信設備が総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは【イ】することを命じ、又はその使用を制限することができる」と規定されている。法43-1 ① 改造 ② 更改 ③ 撤去 ④ 置換 ⑤ 調整 | 電気通信事業の登録、管理規程 (2) 電気通信事業法に規定する「電気通信事業の登録」及び「管理規程」について述べた次の二つの文章は、【イ】。 A 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び利用者の数が総務大臣が別に定める基準を超えない場合は、この限りでない。法9-1 B 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。法44-1 ① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない | 端末設備の接続の技術基準、利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合 (2) 電気通信事業者が利用者から端末設備の接続請求を受けた場合について述べた次の二つの文章は【イ】。 A 電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。法52-1 B 総務省令で定める、電気通信事業者が利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合とは、利用者から、端末設備であって電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他利用者による接続が著しく不適当なものの接続の請求を受けた場合である。法31 ①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない | 表示が付されていないものとみなす場合 (2) 端末機器の技術基準適合認定番号の表示が付されていないものとみなす場合について述べた次の二つの文章は、【イ】。 A 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であって電気通信事業法の規定により表示が付されているものが総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要であると認めるときは、当該端末機器は、同法の規定による表示が付されていないものとみなす。法55-1 B 登録認定機関は、電気通信事業法の規定により端末機器について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。法55-2 ①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない | 電気通信事業の登録、管理規定 (2) 電気通信事業法に規定する「電気通信事業の登録」及び「管理規程」について述べた次の二つの文章は【イ】。 A 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び利用者の数が総務大臣が別に定める基準を超えない場合は、この限りでない。法9-1 B 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。法44-1 ①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない |
| | (3) 端末設備の接続の検査 (3) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、【ウ】場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が電気通信事業法に規定する技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。法69-2 ① 端末設備の接続により経営が困難になる ② 端末系伝送路設備に障害を及ぼす ③ 端末設備に緊急通報機能を備えていない ④ 端末設備に異常がある ⑤ 端末設備の使用により他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがある | 端末設備の接続の検査 (3) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他【ウ】に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が総務省令で定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。法69-2 ① 電気通信業務の的確な遂行 ② 電気通信事業の適切な運営 ③ 電気通信役務の円滑な提供 ④ 電気通信設備の適正な維持 ⑤ 電気通信回線設備の効率的な運用 | 自営電気通信設備の接続 (3) 電気通信事業法の「自営電気通信設備の接続」において、電気通信事業者は、自営電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたとき、その自営電気通信設備を接続することにより当該電気通信事業者の電気通信回線設備の【ウ】が経営上困難となることについて当該電気通信事業者が総務大臣の認定を受けたときは、その請求を拒むことができる」と規定されている。法70-1-二 ① 提供 ② 保持 ③ 調整 ④ 運用 ⑤ 管理 | 端末設備の接続の検査 (3) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他【ウ】に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が総務省令で定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。法69-2 ① 電気通信役務の円滑な提供 ② 電気通信業務の的確な遂行 ③ 電気通信設備の適正な維持 ④ 電気通信事業の適切な運営 ⑤ 電気通信回線設備の効率的な運用 | 技術基準適合命令 (3) 電気通信事業法において、総務大臣は、電気通信事業の用に供する電気通信設備が総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは【ウ】することを命じ、又はその使用を制限することができる」と規定されている。法43 ① 休止 ② 調整 ③ 撤去 ④ 更改 ⑤ 改造 | 端末設備の接続の検査 (3) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他【ウ】に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が総務省令で定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。法69-2 ① 電気通信設備の適正な維持 ② 電気通信事業の適切な運営 ③ 電気通信業務の的確な遂行 ④ 電気通信役務の円滑な提供 ⑤ 電気通信回線設備の効率的な運用 |

AIDD 法規 既出問題

| | | | | | | |
|------|--|---|---|--|--|--|
| | <p>(4) 自営電気通信の接続 (4) 電気通信事業法の「自営電気通信設備の接続」に規定する、電気通信事業者が、自営電気通信設備との接続請求を拒むことができる場合について述べた次の二つの文章は、【エ】。 A その自営電気通信設備の接続が、総務省令で定める技術基準(当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であって総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)に適合しないとき。法70-1 B その自営電気通信設備を接続することにより当該電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該電気通信事業者が仲裁委員の承認を受けたとき。法70-2</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p> | <p>緊急に行うことを要する通信 (4) 電気通信事業法に基づき、公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信として総務省令で定めるものに該当する通信について述べた次の二つの文章は、【エ】。 A 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とする通信であって、新聞社等の機関相互間において行われるものは該当する通信である。法施規55-4 B 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項を内容とする通信で、気象機関相互間において行われるものは該当する通信である。法施規55-5</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p> | <p>端末設備の接続の技術基準、利用者からの端末設備の接続を拒める場合 (4) 電気通信事業者が利用者から端末設備の接続請求を受けた場合について述べた次の二つの文章は【エ】。 A 電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が電気通信事業者が定める契約約款に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。法52-1 B 総務省令で定める、電気通信事業者が利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合とは、利用者から、端末設備であって電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他通信の秘密を侵害おそれのあるものの接続の請求を受けた場合である。法施規31</p> <p>① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない</p> | <p>工事担任者資格者証の交付 (4) 電気通信事業法に規定する「工事担任者資格者証」について述べた次の二つの文章は、【エ】。 A 総務大臣は、工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合することであることを認定したものを受託した者に対し、工事担任者資格者証を交付する。法72(46-3-2号) B 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者に対しては、工事担任者資格者証の交付を行わないことができる。法72(46-4-1号)</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p> | <p>緊急に行うことを要する通信 (4) 電気通信事業法の規定による、公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信として総務省令で定めるものに該当する通信について述べた次の二つの文章は、【エ】。 A 気象、水象、地象若しくは地動による被害の予防又は復旧の方法に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項を内容とする通信で、気象機関相互間において行われるものは該当する通信である。法施規55-5 B 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とする通信であって、新聞社等の機関相互間において行われるものは該当する通信である。法施規55-4</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p> | <p>緊急に行うことを要する通信 (4) 公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信として総務省令で定めるものに、水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他【エ】するため緊急を要する事項を内容とする通信がある。法規55-6</p> <p>① 社会の秩序を回復 ② 国民の財産を保全 ③ 生活基盤を維持 ④ 電力の供給を確保 ⑤ 電気通信業務を継続</p> |
| | <p>(5) 緊急に行うことを要する通信 (5) 電気通信事業法に基づき、公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信として総務省令で定めるものに、水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他【オ】するため緊急を要する事項を内容とする通信がある。法施規55-6</p> <p>① 社会の秩序を回復 ② 国民の財産を保全 ③ 生活基盤を維持 ④ 電力の供給を確保 ⑤ 電気通信業務を継続</p> | <p>工事担任者資格者証の交付 (5) 電気通信事業法に規定する「工事担任者資格者証」について述べた次の二つの文章は、【オ】。 A 総務大臣は、工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合することであることを認定したものを受託した者に対し、工事担任者資格者証を交付する。法72-2(46-3-2) B 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者に対しては、工事担任者資格者証の交付を行わないことができる。法72-2(46-4-1)</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p> | <p>端末設備の接続の検査 (5) 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の【オ】を受け、その接続が電気通信事業法に規定する技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。法69-1</p> <p>① 検査 ② 認定 ③ 検定 ④ 登録 ⑤ 認可</p> | <p>業務の改善命令 (5) 総務大臣は、電気通信事業者が重要通信に関する事項に【オ】していないと認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。法29-1-3号</p> <p>① 技術基準に適合 ② 運用方法を規定 ③ 適切に配慮 ④ 管理規程を遵守 ⑤ 他の電気通信事業者と協議</p> | <p>端末設備の接続の技術基準 (5) 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の【オ】を受け、その接続が電気通信事業法に規定する端末設備の接続の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。法69-1</p> <p>① 登録 ② 指導 ③ 査察 ④ 検査 ⑤ 認可</p> | <p>工事担任者資格者証の交付 (5) 電気通信事業法に規定する「工事担任者資格者証」について述べた次の二つの文章は、【オ】。 A 総務大臣は、工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合することであることを認定したものを修了した者に対し、工事担任者資格者証を交付する。法72(46-3-2) B 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者に対しては、工事担任者資格者証の交付を行わないことができる。法72(46-4-1)</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p> |
| 正解 | ア④ イ② ウ④ エ① オ③ | ア⑤ イ① ウ③ エ③ オ④ | ア④ イ② ウ② エ④ オ① | ア② イ③ ウ① エ④ オ③ | ア② イ① ウ⑤ エ② オ④ | ア⑤ イ② ウ④ エ③ オ① |
| 摘要 | (1)④ 2年 (2)A 総務大臣 (4)B 総務大臣の認定 | (1)⑤ 利用者による接続の接続が著しく不適当なもの (5)A 終了 B 1年 | (1)④ 生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去する (2)A 当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲 (4)A 総務省令で定める技術基準 B 利用者による接続が著しく不適当なもの | (1)② 総務省令で定めるところにより (4)A 終了 B 1年 | (1)② 2年 (2)B 総務大臣 (4)A 地動の観測の報告又は警報 | (1)⑤ 利用者による接続が著しく不適当 (2)A 当該電気通信回線を設置する区域の範囲 (5)B 1年 |
| 問題番号 | H30年度第1回 | H29年度第2回 | H29年度第1回 | H28年度第2回 | H28年度第1回 | H27年度第2回 |

